

小山市長 令和3年11月 定例記者会見

日 時：令和3年11月9日(火)14時～
会 場：市役所 7階 委員会室

1	開会	
2	市長あいさつ	
3	市長発表内容	頁
(1)	小山市新型コロナウイルスの取組みについて ～希望者への新型コロナワクチン接種完了の見込み～	1
4	部長等発表内容	
(1)	令和3年第4回市議会定例会提出予定議案について	2
(2)	電話交換機メンテナンス工事に伴う119番通報の影響について ～119番通報が一時つながらない時間帯があります～	14
5	閉会	

記者会見資料

保健福祉部 健康増進課

1. 件名

小山市新型コロナウイルスの取組みについて
～希望者への新型コロナワクチン接種完了の見込み～

2. 趣旨

小山市内における新型コロナウイルスワクチンの接種は、11月5日現在、市の集計では、1回目接種者は129,585人(対象者の85.74%)、2回目接種者は115,285人(対象者の76.27%)*となっております。先月中旬から集団接種予約の一部に空きが出始めており、今月末までに希望者へのワクチン接種を完了できる見込みとなりました。

*栃木県 11月7日発表 1回目 131,559人(78.36%)、2回目117,225人(69.82%)

年齢	1回目接種率	2回目接種率
12歳～19歳	75.92%	56.96%
20歳～29歳	74.67%	58.26%
30歳～39歳	78.61%	59.94%
40歳～49歳	83.09%	72.49%
50歳～59歳	90.87%	83.85%
60歳～64歳	89.43%	86.44%
65歳以上	94.85%	93.56%
合計	85.74%	76.27%

11月5日現在

3. 内容

(1)1回目のワクチン接種未対応者について

個別接種医療機関にてワクチン接種をご予約いただけます。

※集団接種での1回目のワクチン接種は11月8日(月)で終了しており、今後予定しているワクチン接種は、集団接種において接種した方の2回目の日程となります。

(2)追加接種(3回目接種)について

3回目のワクチン接種については、国から、2回目のワクチン接種完了から概ね8ヵ月以上経過後に1回の追加接種を行うとの方針が出されました。この方針に沿って、本市では2回目のワクチン接種完了月から概ね8ヵ月経過後にワクチン接種ができるように接種券を発送し、市の集団接種および市内医療機関での個別接種での接種を予定しています。

2回目接種完了月	追加接種開始月	追加接種券発送予定
令和3年3、4月	令和3年12月(個別のみ)	令和3年11月22日頃
令和3年 5月	令和4年 1月(個別+集団)	令和3年12月上旬
令和3年 6月	令和4年 2月(個別+集団)	令和4年 1月上旬

以降、接種開始月の前月上旬に発送予定

令和3年第4回市議会定例会提出予定議案総括表

○議案 20件（議案第99号～118号）

- ・補正予算に関するもの 4件（99号～102号）
- ・条例に関するもの 8件（103号～110号）
- ・指定管理者の指定に関するもの 4件（111号～114号）
- ・一部事務組合規約の変更に関するもの 1件（115号）
- ・財産の取得に関するもの 1件（116号）
- ・市道路線の認定に関するもの 1件（117号）
- ・人事に関するもの 1件（118号）

○報告 4件（報告第15号～18号）

- ・専決処分の報告に関するもの 4件（15号～18号）

議案番号	件名		
議案第99号	<p>令和3年度小山市一般会計補正予算（第6号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの</p> <p>補正予算額 14億5,746万7千円 補正後予算総額 682億3,793万8千円</p> <table border="1" data-bbox="408 450 1479 954"> <tr> <td data-bbox="408 450 879 954"> ○歳入内訳（単位：千円） ・使用料及び手数料 1,003 ・国庫支出金 228,493 ・県支出金 117,111 ・繰入金 703,006 ・繰越金 107,223 ・諸収入 631 ・市債 300,000 </td> <td data-bbox="879 450 1479 954"> ○歳出内訳（単位：千円） ・土地開発基金に属する土地の一般会計への所属替 694,965 ・国県負担金等過年度償還金 298,294 ・認定こども園施設型給付事業費 200,000 ・障がい児通所支援費 100,167 ・こども医療費扶助費 100,000 ・コミュニティバス運営事業費 33,000 ・児童扶養手当給付費 30,000 ・職員給与費 ▲110,840 ・その他 111,881 </td> </tr> </table>	○歳入内訳（単位：千円） ・使用料及び手数料 1,003 ・国庫支出金 228,493 ・県支出金 117,111 ・繰入金 703,006 ・繰越金 107,223 ・諸収入 631 ・市債 300,000	○歳出内訳（単位：千円） ・土地開発基金に属する土地の一般会計への所属替 694,965 ・国県負担金等過年度償還金 298,294 ・認定こども園施設型給付事業費 200,000 ・障がい児通所支援費 100,167 ・こども医療費扶助費 100,000 ・コミュニティバス運営事業費 33,000 ・児童扶養手当給付費 30,000 ・職員給与費 ▲110,840 ・その他 111,881
○歳入内訳（単位：千円） ・使用料及び手数料 1,003 ・国庫支出金 228,493 ・県支出金 117,111 ・繰入金 703,006 ・繰越金 107,223 ・諸収入 631 ・市債 300,000	○歳出内訳（単位：千円） ・土地開発基金に属する土地の一般会計への所属替 694,965 ・国県負担金等過年度償還金 298,294 ・認定こども園施設型給付事業費 200,000 ・障がい児通所支援費 100,167 ・こども医療費扶助費 100,000 ・コミュニティバス運営事業費 33,000 ・児童扶養手当給付費 30,000 ・職員給与費 ▲110,840 ・その他 111,881		
議案第100号	<p>令和3年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの</p> <p>補正予算額 ▲1,125万8千円 補正後予算総額 160億3,754万2千円</p> <table border="1" data-bbox="408 1211 1479 1335"> <tr> <td data-bbox="408 1211 879 1335"> ○歳入内訳（単位：千円） ・繰越金 ▲11,258 </td> <td data-bbox="879 1211 1479 1335"> ○歳出内訳（単位：千円） ・国民健康保険事業費納付金 ▲11,258 </td> </tr> </table>	○歳入内訳（単位：千円） ・繰越金 ▲11,258	○歳出内訳（単位：千円） ・国民健康保険事業費納付金 ▲11,258
○歳入内訳（単位：千円） ・繰越金 ▲11,258	○歳出内訳（単位：千円） ・国民健康保険事業費納付金 ▲11,258		
議案第101号	<p>令和3年度小山市介護保険特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの</p> <p>補正予算額 3億9,250万円 補正後予算総額 117億3,050万円</p> <table border="1" data-bbox="408 1637 1479 1850"> <tr> <td data-bbox="408 1637 879 1850"> ○歳入内訳（単位：千円） ・国庫支出金 78,000 ・支払基金交付金 105,300 ・県支出金 48,750 ・繰入金 160,450 </td> <td data-bbox="879 1637 1479 1850"> ○歳出内訳（単位：千円） ・職員給与費 2,500 ・居宅介護サービス等給付費 390,000 </td> </tr> </table>	○歳入内訳（単位：千円） ・国庫支出金 78,000 ・支払基金交付金 105,300 ・県支出金 48,750 ・繰入金 160,450	○歳出内訳（単位：千円） ・職員給与費 2,500 ・居宅介護サービス等給付費 390,000
○歳入内訳（単位：千円） ・国庫支出金 78,000 ・支払基金交付金 105,300 ・県支出金 48,750 ・繰入金 160,450	○歳出内訳（単位：千円） ・職員給与費 2,500 ・居宅介護サービス等給付費 390,000		

<p>議案第102号</p>	<p>令和3年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの。</p> <p>○債務負担行為補正（変更） （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="414 362 1461 539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>期 間</th> <th>限度額</th> <th>期 間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テクノパーク小山南部造成事業（道路工事）</td> <td>令和4年度</td> <td>150,000</td> <td>令和4年度</td> <td>180,000</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変更前		変更後		期 間	限度額	期 間	限度額	テクノパーク小山南部造成事業（道路工事）	令和4年度	150,000	令和4年度	180,000
事 項	変更前		変更後												
	期 間	限度額	期 間	限度額											
テクノパーク小山南部造成事業（道路工事）	令和4年度	150,000	令和4年度	180,000											
<p>議案第103号</p>	<p>小山市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について 小山市公共施設等マネジメント推進計画及び第7次小山市行政改革大綱を推進するため、勤労者福祉会館（八幡町1丁目）を勤労青少年ホーム（犬塚3丁目）に移転・集約するとともに、勤労者体育センター（犬塚3丁目）と合わせて、勤労者のための複合施設「小山市勤労者総合福祉センター」を設置することから、同施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するもの</p> <p>(1)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 設置（第1条関係） イ 名称及び位置（第2条関係） ウ 施設（第3条関係） エ 事業（第4条関係） オ 使用許可（第5条関係） カ 利用の禁止又は制限（第6条関係） キ 目的外使用及び権利譲渡の禁止（第7条関係） ク 使用許可の取消し等（第8条関係） ケ 使用料（第9条関係） コ 使用料の減免（第10条関係） サ 原状回復の義務（第11条関係） シ 損害賠償（第12条関係） ス 指定管理者（第13条関係） セ 指定管理者が行う業務（第14条関係） ソ 利用料金（第15条関係） タ 指定管理者への適用（第16条関係） チ 委任（第17条関係） ツ 小山市勤労者福祉会館及び男女共同参画センター条例の一部改正（附則第4項関係） <p>(2)施行日 令和4年4月1日</p>														

<p>議案第 104号</p>	<p>小山市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、令和4年1月1日以降の社会保険における出産育児一時金の支給額が改定されることを受け、小山市国民健康保険においても、同様の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 出産育児一時金の支給額について「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める</p> <p>(2)施行日 令和4年1月1日</p>
<p>議案第 105号</p>	<p>小山市敬老祝金条例の一部改正について</p> <p>本市においては、その年度において満77歳、満88歳、満95歳、満100歳又は満101歳以上になる方に対し、件名の条例に基づき、敬老祝金を支給しているが、今般の平均寿命の延伸を踏まえ、本市における敬老祝金の在り方について、学識経験者等で構成される小山市敬老事業検討委員会で検討した結果、本市においては、満95歳及び満101歳以上の方への敬老祝金を廃止するとともに、満77歳及び満88歳の方への敬老祝金の対象年齢の引き上げ等を行うこととしたため、件名の条例に所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 祝金の種類について、「満95歳祝金」及び「満101歳以上祝金」を廃止する</p> <p>イ 祝金の種類について、「満77歳祝金」を「満80歳祝金」に、「満88歳祝金」を「満90歳祝金」に改める</p> <p>ウ 満100歳祝金の額について「10万円」を「5万円」に改める</p> <p>エ 祝金の支給日について、日付指定を行っていたが、支給手続等を考慮し、支給期間に幅を持たせる</p> <p>(2)施行日 令和4年4月1日</p>
<p>議案第 106号</p>	<p>小山市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について</p> <p>道路構造令の一部を改正する政令が平成31年4月25日、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和2年11月25日に施行されたことに伴い、道路法第30条第3項の規定に基づき、道路構造令を参酌し、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 自転車通行帯の構造の技術的基準の規定を新設する</p> <p>イ 前号の規定の新設に伴う文言の整理を行う</p> <p>ウ 自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加する</p> <p>エ 歩行者利便増進道路の構造の技術的基準の規定を新設する</p> <p>(2)施行日 公布の日</p>

<p>議案第107号</p>	<p>小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p>小山栃木都市計画の城山町三丁目第二地区地区計画が令和3年9月30日付で決定されたことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 地区計画において地区整備計画が定められている区域に、城山町三丁目第二地区地区整備計画区域を加える</p> <p>イ 城山町三丁目第二地区地区整備計画の区域内における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を定める</p> <p>(2)施行日 公布の日</p>
<p>議案第108号</p>	<p>小山市開発行為の許可基準に関する条例の一部改正について</p> <p>都市計画法及び都市計画法施行令における開発許可制度の見直しが、令和4年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 都市計画法（以下「法という。」）第33条第3項の規定により、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を0.3ヘクタールから1ヘクタールに緩和する</p> <p>イ 都市計画法施行令第29条の9の規定により、条例区域から災害危険区域等を除外するとともに、当該条例区域を客観的かつ明確に示し、簡易に閲覧できるようにするため、告示による条例区域の明確化を図る</p> <p>ウ 法第33条第1項第8号の規定により、自己業務用の施設が立地規制対象に加わったこと等に伴い、条例区域内の環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途から業務の用に供する住宅等の除外を行うとともに、市長が別に定める指定区域における予定建築物等の用途制限の緩和を行う</p> <p>(2)施行日 令和4年4月1日</p>
<p>議案第109号</p>	<p>小山市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について</p> <p>令和4年4月1日より小山市立豊田南小学校及び小山市立豊田北小学校が統合され、小山市立豊田小学校となることに伴い、調理場の対象となる学校名を改める必要があることから、所要の改正をするもの</p> <p>(1)内 容</p> <p>ア 調理場の名称、位置及び対象学校を定める表中「小山市立羽川西小学校給食共同調理場」の対象学校である「小山市立豊田南小学校」「小山市立豊田北小学校」を「小山市立豊田小学校」に改める</p> <p>イ 文言の整理等を行う</p> <p>(2)施行日 令和4年4月1日から施行する ただし、第2条の表小山市立萱橋小学校給食共同調理場の項及び小山市立小山北学校給食共同調理場の項の改正規定は、公布の日から施行する</p>

<p>議案第 1 1 0 号</p>	<p>小山市土地開発基金条例の廃止について</p> <p>本市においては、公共若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として、件名の条例に基づき、小山市土地開発基金（以下「基金」という。）が設置されたが、近年の長引く景気低迷により地価は下落傾向となっているため、平成28年度以降は基金による土地の取得はなく、今後の取得予定もないため、条例を廃止するもの</p> <p>(1)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小山市土地開発基金条例は、廃止する <p>(2)施行日 令和4年2月1日</p>												
<p>議案第 1 1 1 号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <p>小山市小山城南市民交流センター、小山市間々田市民交流センター及び小山市桑市民交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの</p> <p>(1)公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="405 909 1437 1420"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>区分</th> <th>指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小山市小山城南市民交流センター</td> <td>継続</td> <td>名称 あさひコミュニティ推進協議会 代表者 会長 澤口 茂利 所在地 小山市東城南4丁目1番地12</td> </tr> <tr> <td>小山市間々田市民交流センター</td> <td>継続</td> <td>名称 特定非営利活動法人コミュニティはまだ 代表者 理事長 齋藤 榮一 所在地 小山市大字間々田1960番地1</td> </tr> <tr> <td>小山市桑市民交流センター</td> <td>継続</td> <td>名称 特定非営利活動法人げんきフォーラム桑 代表者 代表理事 柿崎 全良 所在地 小山市大字羽川365番地15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)指定の期間 令和4（2022）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの3年間</p>	公の施設	区分	指定管理者となる団体	小山市小山城南市民交流センター	継続	名称 あさひコミュニティ推進協議会 代表者 会長 澤口 茂利 所在地 小山市東城南4丁目1番地12	小山市間々田市民交流センター	継続	名称 特定非営利活動法人コミュニティはまだ 代表者 理事長 齋藤 榮一 所在地 小山市大字間々田1960番地1	小山市桑市民交流センター	継続	名称 特定非営利活動法人げんきフォーラム桑 代表者 代表理事 柿崎 全良 所在地 小山市大字羽川365番地15
公の施設	区分	指定管理者となる団体											
小山市小山城南市民交流センター	継続	名称 あさひコミュニティ推進協議会 代表者 会長 澤口 茂利 所在地 小山市東城南4丁目1番地12											
小山市間々田市民交流センター	継続	名称 特定非営利活動法人コミュニティはまだ 代表者 理事長 齋藤 榮一 所在地 小山市大字間々田1960番地1											
小山市桑市民交流センター	継続	名称 特定非営利活動法人げんきフォーラム桑 代表者 代表理事 柿崎 全良 所在地 小山市大字羽川365番地15											
<p>議案第 1 1 2 号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <p>小山市駅南児童センター及び小山市城北児童センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの</p> <p>(1)公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="405 1715 1437 1888"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>区分</th> <th>指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小山市駅南児童センター 小山市城北児童センター</td> <td>継続</td> <td>名称 特定非営利活動法人アデット 代表者 理事長 古川 勉 所在地 小山市駅南町1丁目12番32号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)指定の期間 令和4（2022）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの3年間</p>	公の施設	区分	指定管理者となる団体	小山市駅南児童センター 小山市城北児童センター	継続	名称 特定非営利活動法人アデット 代表者 理事長 古川 勉 所在地 小山市駅南町1丁目12番32号						
公の施設	区分	指定管理者となる団体											
小山市駅南児童センター 小山市城北児童センター	継続	名称 特定非営利活動法人アデット 代表者 理事長 古川 勉 所在地 小山市駅南町1丁目12番32号											

<p>議案第 1 1 3 号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <p>小山市学童保育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、提案するもの</p> <p>(1) 公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="405 322 1437 831"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>区分</th> <th>指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若木小学童保育館 小山城南小第二学童保育館 小山城北小第二学童保育館 絹義務教育学校学童保育館</td> <td>継続</td> <td>名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 2 3 2 番地 ファミリー思川 1 0 3 号室</td> </tr> <tr> <td>小山城東小第三学童保育館</td> <td>継続</td> <td>名称 小山城東小第三学童保育クラブ 代表者 会長 櫻井 唯 所在地 小山市城東 1 丁目 1 6 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>大谷北小第二学童保育館</td> <td>継続</td> <td>名称 大谷北小第二学童保育クラブ 代表者 会長 只木 幸代 所在地 小山市犬塚 5 丁目 6 番地 1 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定の期間 令和 4 (2 0 2 2) 年 4 月 1 日から令和 7 (2 0 2 5) 年 3 月 3 1 日までの 3 年間</p>	公の施設	区分	指定管理者となる団体	若木小学童保育館 小山城南小第二学童保育館 小山城北小第二学童保育館 絹義務教育学校学童保育館	継続	名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 2 3 2 番地 ファミリー思川 1 0 3 号室	小山城東小第三学童保育館	継続	名称 小山城東小第三学童保育クラブ 代表者 会長 櫻井 唯 所在地 小山市城東 1 丁目 1 6 番 1 号	大谷北小第二学童保育館	継続	名称 大谷北小第二学童保育クラブ 代表者 会長 只木 幸代 所在地 小山市犬塚 5 丁目 6 番地 1 2
公の施設	区分	指定管理者となる団体											
若木小学童保育館 小山城南小第二学童保育館 小山城北小第二学童保育館 絹義務教育学校学童保育館	継続	名称 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 代表者 理事長 菊地 しげ子 所在地 小山市大字神鳥谷 2 3 2 番地 ファミリー思川 1 0 3 号室											
小山城東小第三学童保育館	継続	名称 小山城東小第三学童保育クラブ 代表者 会長 櫻井 唯 所在地 小山市城東 1 丁目 1 6 番 1 号											
大谷北小第二学童保育館	継続	名称 大谷北小第二学童保育クラブ 代表者 会長 只木 幸代 所在地 小山市犬塚 5 丁目 6 番地 1 2											
<p>議案第 1 1 4 号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <p>(仮称) 小山市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、提案するもの</p> <p>(1) 公の施設の名称と指定管理者となる団体</p> <table border="1" data-bbox="405 1128 1437 1341"> <thead> <tr> <th>公の施設</th> <th>区分</th> <th>指定管理者となる団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮称) 小山市勤労者総合福祉センター</td> <td>新規</td> <td>名称 一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター 代表者 理事長 浅野 正富 所在地 小山市八幡町一丁目 4 番 5 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定の期間 令和 4 (2 0 2 2) 年 4 月 1 日から令和 7 (2 0 2 5) 年 3 月 3 1 日までの 3 年間</p>	公の施設	区分	指定管理者となる団体	(仮称) 小山市勤労者総合福祉センター	新規	名称 一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター 代表者 理事長 浅野 正富 所在地 小山市八幡町一丁目 4 番 5 号						
公の施設	区分	指定管理者となる団体											
(仮称) 小山市勤労者総合福祉センター	新規	名称 一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター 代表者 理事長 浅野 正富 所在地 小山市八幡町一丁目 4 番 5 号											
<p>議案第 1 1 5 号</p>	<p>小山広域保健衛生組合理約の一部変更について</p> <p>小山市、下野市及び野木町の地域において、小山広域保健衛生組合が共同処理している小山広域保健衛生組合理約第 3 条第 1 項第 4 号に規定する健康診断（結核検診）に関する事務について、令和 4 年 4 月 1 日から下野市が独自に実施することになったことから、関係市町で小山広域保健衛生組合理約を変更する協議が必要となったため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、提案するもの</p> <p>(1) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第 3 条第 1 項の規定により共同処理する事務に係る市町の、第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事務から下野市を削除する <p>(2) 施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>												

議案第 116号**財産の取得について**

令和4年4月開校予定の豊田小学校に必要な備品を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するもの

・豊田小学校備品 購入金額 計27,915,800円

(1)豊田小学校一般備品(机類)

ア 購入金額 4,216,300円
イ 購入先 株式会社 サイトウ
ウ 購入方法 指名競争入札
エ 納期 令和4年3月15日

(2)豊田小学校一般備品(椅子類)

ア 購入金額 4,284,500円
イ 購入先 株式会社 サイトウ
ウ 購入方法 指名競争入札
エ 納期 令和4年3月15日

(3)豊田小学校一般備品(戸棚類 家庭科室・図工室)

ア 購入金額 5,500,000円
イ 購入先 株式会社 進駈堂販売
ウ 購入方法 指名競争入札
エ 納期 令和4年3月15日

(4)豊田小学校一般備品(戸棚類 理科室・音楽室)

ア 購入金額 6,105,000円
イ 購入先 株式会社 進駈堂販売
ウ 購入方法 指名競争入札
エ 納期 令和4年3月15日

(5)豊田小学校一般備品(戸棚類 校長室・職員室・その他諸室)

ア 購入金額 4,290,000円
イ 購入先 株式会社 進駈堂販売
ウ 購入方法 指名競争入札
エ 納期 令和4年3月15日

(6)豊田小学校一般備品(台類・諸車類・寝具類・雑器具類・被服用具類・事務用具類・電気器具類・医療機器類)

ア 購入金額 3,520,000円
イ 購入先 株式会社 進駈堂販売
ウ 購入方法 指名競争入札
エ 納期 令和4年3月15日

<p>議案第 117号</p>	<p>市道路線の認定について</p> <p>開発行為により市に帰属された道路等について、道路法第8条第2項及び第10条第3項により市道路線として認定するため、提案するもの</p> <p>(1)認定路線（23路線）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 開発行為により市に帰属された道路</td> <td>18路線</td> </tr> <tr> <td>イ 道路改良事業により認定する道路</td> <td>3路線</td> </tr> <tr> <td>ウ 土地交換により小山市所有となった道路</td> <td>2路線</td> </tr> </table> <p>(2)総路線数 3, 938路線（1, 433.7km）</p>	ア 開発行為により市に帰属された道路	18路線	イ 道路改良事業により認定する道路	3路線	ウ 土地交換により小山市所有となった道路	2路線
ア 開発行為により市に帰属された道路	18路線						
イ 道路改良事業により認定する道路	3路線						
ウ 土地交換により小山市所有となった道路	2路線						
<p>議案第 118号</p>	<p>人権擁護委員候補者の推薦について</p> <p>人権擁護委員の古川 勉 氏、石川 弘 氏、山中 博美 氏、梅山 恵子 氏、日向野 貞二 氏、栗原 千早 氏の6名は、令和4年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の意見を求めるもの</p> <p>(1)氏 名 古川 勉（ふるかわ つとむ）（9期目）</p> <p>(2)住 所 小山市駅南町1丁目12番1号</p> <p>(3)生年月日 昭和29年7月6日</p> <p>(1)氏 名 野口 隆夫（のぐち たかお）（1期目）</p> <p>(2)住 所 小山市大字中島1128番地1</p> <p>(3)生年月日 昭和31年4月14日</p> <p>(1)氏 名 荒川 久雄（あらかわ ひさお）（1期目）</p> <p>(2)住 所 小山市大字間々田1630番地</p> <p>(3)生年月日 昭和29年6月4日</p> <p>(1)氏 名 鈴木 和夫（すずき かずお）（1期目）</p> <p>(2)住 所 小山市大字喜沢660番地18</p> <p>(3)生年月日 昭和31年6月14日</p> <p>(1)氏 名 鈴木 史隆（すずき ふみたか）（1期目）</p> <p>(2)住 所 小山市大字横倉5番地1 グランデ・ルガールB203</p> <p>(3)生年月日 昭和33年12月31日</p> <p>(1)氏 名 須賀 保典（すが やすのり）（1期目）</p> <p>(2)住 所 小山市大字下初田1170番地2</p> <p>(3)生年月日 昭和29年12月15日</p>						

報告第15号**専決処分の報告について**

市道管理の瑕疵等により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するもの

◇専決第5号（令和3年8月20日専決）

令和3年6月7日 市内大字東黒田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 2,673円

◇専決第8号（令和3年9月3日専決）

令和3年7月4日 市内大字横倉地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 54,120円

◇専決第9号（令和3年9月3日専決）

令和3年7月4日 市内大字平和地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 38,500円

◇専決第10号（令和3年9月6日専決）

令和3年6月26日 市内大字南半田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 7,800円

◇専決第11号（令和3年9月22日専決）

令和3年7月5日 市内大字横倉地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 10,000円

◇専決第12号（令和3年9月22日専決）

令和3年7月20日 市内大字平和地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 5,875円

◇専決第13号（令和3年10月14日専決）

令和3年1月21日 市内大字向野地内において、市道管理の瑕疵により通行中の自転車を転倒させたもの

賠償額 289,926円

◇専決第14号（令和3年10月14日専決）

令和3年9月6日 市内東城南地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの

賠償額 2,094円

報告第16号**専決処分の報告について**

市営住宅の明渡しと滞納使用料の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するもの

◇専決第6号（令和3年8月24日専決）

(1) 件名

市営住宅の明渡し請求及び滞納家賃請求事件

(2) 相手方（被告）

ア 小山市西城南5丁目27番地3

希望ヶ丘市営住宅C棟81号室 沼部 裕

イ 小山市大字出井1035番地48

東出井市営住宅C棟742号室 三村 満征

ウ 小山市城北4丁目2番地1

城北市営住宅A棟622号室 (亡) 松本 ミサ

相続人

(ア) 小山市城北4丁目10番地12 高村 勝

(イ) 小山市城北4丁目10番地12 高村 礼子

(3) 請求の要旨

ア 被告に対し、次に掲げる市営住宅からの退去及び明渡し、並びに未払住宅使用料の支払いを求める

氏名	退去、明け渡しを求める市営住宅	未払使用料
沼部 裕	希望ヶ丘市営住宅C棟81号室	2,253,300円
三村 満征	東出井市営住宅C棟742号室	5,402,900円
(亡) 松本 ミサ 相続人 ・高村 勝 ・高村 礼子	城北市営住宅A棟622号室	876,700円

イ 訴訟費用は、被告の負担とする

ウ ア・イの判決及び仮執行の宣言を求める

(4) その他

本件については、必要に応じて上訴し、和解し、その他必要な措置を行うものとする

報告第17号**専決処分の報告について**

小山第一小学校敷地内の樹木が強風で倒れたことによる普通乗用車破損事故に関して、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するもの

◇専決第7号（令和3年9月2日専決）

令和3年7月11日 小山第一小学校敷地内北側の樹木が強風により倒れ、駐車中の車両を損傷させたもの

賠償額 472,000円

報告第18号**専決処分の報告について**

消防本部が管理する山林に隣接する小山警察署職員駐車場で発生した枝落下による普通乗用車破損事故に関して、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するもの

◇専決第15号（令和3年10月25日専決）

令和3年7月30日 消防本部が管理する山林の樹木の枝が強風により折れて落下し、隣接する小山警察署職員駐車場に駐車中の車両を損傷させたもの

賠償額 409,246円

記者会見資料

消防本部 通信指令課

1. 件名

電話交換機メンテナンス工事に伴う119番通報の影響について
～ 119番通報が一時つながらない時間帯があります ～

2. 内容

小山市消防本部からのお知らせです。

NTT東日本の電話交換機メンテナンス工事に伴い、119番通報が一時つながらない時間帯がありますので、ご注意ください。

日時は、令和3年11月12日(金)深夜1時40分～2時00分までの時間帯のうち、5分程度です。

119番通報がつかない場合は、携帯電話または光回線固定電話から代表電話へお掛け直し下さい。

代表電話の番号は、0285-39-6660です。

3. 周知方法

小山市ホームページ、野木町ホームページ、市役所庁舎前デジタルサイネージ(電子掲示板)、テレビ小山放送、おーラジ、Twitter、LINE

4. 問い合わせ先

小山市消防本部 通信指令課 0285-39-6660